島根県出雲市東林木町
字畑谷　一八四〇番一　一号
一九〇九番　七号
一八四六番　八号
一八四二番　九号
字大谷　一九四二番　二号
一九三六番五　三号
一九三〇番　四号
一九一四番地先河川敷　五号
一九一四番　六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
正応寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県出雲市稗原町市森
二九三八番一　一号
二九四八番　二号
二九三五番　三号
四七二七番　四号及び五号
四七二八番　六号
四七三四番一　七号
四七三四番四　八号及び九号
四七三四番四地先水路敷　十号及び十一号
二九四九番地先水路敷　十二号
二九三九番一地先水路敷　十三号

○国土交通省告示第七百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新平間川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県東かがわ市小海
字新平間　一三一六番二　一号及び二号
一三三八番三　三号及び四号
一三三八番五　五号
一三三七地先道路敷　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
すみだ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十六年国土交通省告示第五百五十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
香川県高松市塩江町安原上東
字中下所　一二二九番四　一号
二六〇三番一　二号から四号まで
一二三二番二　五号から八号まで
一二二九番二　九号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
つづき谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県高松市塩江町安原上
字岩部　一六二六番一　一号から三号まで
一六二四番一　四号から九号まで
七〇七番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小川東川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線（標柱十八号と十九号については、二級河川小川東川の左岸河川敷の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県小豆郡小豆島町池田
字焼山　二八八九番二　一号及び二号
二八八九番二地先道路敷　三号及び四号
二八九四番二地先道路敷　五号
二八九五番一　六号
二八九四番二　七号
二八九七番一　八号
二九二三番一　九号
二九〇三番一地先道路敷　十号
二九一九番二　十一号
二九二〇番一　十二号から十四号まで
二九二四番　十五号から十七号まで
二八九七番三　十八号及び十九号
二八九三番　二十号から二十二号まで
二八九九番一　二十三号から二十六号まで
五一四一番二　二十七号及び二十八号
字笹谷
五一四〇番一　二十九号及び三十号
五一四〇番一地先河川敷　三十一号
五一三八番一　三十二号
五一〇〇番　三十三号から三十八号まで
五一五二番　三十九号
五一四八番一　四十号
五一四七番一　四十一号
五一三九番四　四十二号
五一四九番　四十三号
五一四一番一　四十四号
五一四〇番一　四十五号
五一四〇番一地先河川敷　四十六号
五一三八番一　四十七号
五一〇〇番　四十八号
五一五二番　四十九号
五一四八番一　五十号
五一四七番一　五十一号
五一三九番四　五十二号
五一四一番四　五十三号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西村西川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県小豆郡小豆島町西村
字寺山　甲六九七番三　一号
甲六九五番　二号
甲六八八番　三号
甲六八七番　四号
甲六八五番一　五号
甲六八五番一地先道路敷　六号
甲五六四番二　七号及び八号
甲五六二番　九号
甲五四九番二　十号

○国土交通省告示第七百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山の上北川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線（標柱三号と四号については、平成十二年建設省告示第千三百二十九号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県武雄市武雄町大字富岡
字水谷　一一〇八三番一　一号、七号から十号まで
字赤坂　一〇五二六番一　二号及び三号
一〇五二一番　五号
一〇五二一番二　六号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久
字柏岳　四五九四番一　四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平野川第二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県唐津市相知町久保
字平野　三三三番七　一号、十二号及び十三号
三二九番一地先道路敷　二号及び三号
三三一番　四号
三五〇番一　五号
三五〇番二　六号
三四五番一　七号から十一号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上須田川第三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域